

公 告

令和7年(2025年)5月1日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-7
(2) 件 名	真庭市議会用タブレット端末更新及び通信サービス利用業務
(3) 履行場所	真庭市久世地内
(4) 履行期限	令和 7年 7月18日
(5) 業務概要	タブレット端末機器更新及び通信サービス 28台
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(通信)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 5月22日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、議会事務局 【TEL】0867-42-1272へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 5月14日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	議会事務局 【メール】gikai@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 5月22日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、議会事務局へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 5月22日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 5月22日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市議会事務局

TEL 0867-42-1272 / FAX 0867-42-1420

「真庭市議会タブレット端末更新及び通信サービス利用業務」に関する仕様書

1 業務名

真庭市議会タブレット端末更新及び通信サービス利用業務（以下「本業務」という。）

2 目的

真庭市議会では議会活性化の一環として、平成30年8月からタブレット端末を活用した議会運営に取り組んでいる。現契約期間が令和7年7月末で終了することから、引き続きタブレット端末を活用した議会運営を進めるため、必要となるタブレット端末の更新及び通信サービスの利用契約を締結する。

3 履行期間

令和7年8月1日から令和11年7月31日までとする。

4 業務の内容

本業務の内容は、次の(1)～(3)の項目を一括して行うものとする。

(1) タブレット端末の納入

以下の仕様を満たすタブレット端末機器 28 台一式を納入すること。

①機種 iPad Air（第6世代） M2 チップ Wi-Fi + Cellular モデル（同等以上）
（海外版、SIM フリー等は不可。）

②色 スペースグレイ又はスターライト 28 台同色とする。

③OS iOS18 以上

④ストレージ 128GB 以上

⑤ディスプレイ 13 インチ

⑥通信機能 4G/LTE 5G 利用可能

⑦無線 LAN IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax が利用可能

⑧付属品 充電ケーブル 電源アダプタ 各 28 個

⑨会議・文書共有システム（東京インタープレイ株式会社「SideBooks」）、コミュニケーションツール（ワウテック株式会社「WowTalk」）及び議会通信システムの安定した動作が可能であること。

(2) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線 28 回線を提供すること。

①タブレット端末で利用可能な 4G/LTE または 5G 通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。各通信エリアの最大通信速度に対応したプランであること。

②1 ヶ月あたり 1 台に対して 3GB 以上のデータ通信量を含むこと。また、3GB までは通信速度が制限されないこと。

③データ通信に係る月額料金は、1 台に対して 3GB までは定額であること。
（ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料含む）

- ④インターネットを利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤データ通信量を全ての回線でシェアし利用するサービスを提供することとし、以下の条件を満たすこと。
 - ア 回線ごとに、使用したデータ通信量が確認できること。
 - イ 回線ごとのデータ通信量が閾値を超えた場合、真庭市へ通知をすること。
- ⑥回線障害や発注者側の通信機器の障害等により通信障害が発生した場合は、速やかに障害回復するために、調査、原因追及、復旧に協力すること。

(3) レンタルサービス

タブレット端末を下記のレンタルサービスにて提供すること。

- ①レンタルサービスに関する費用を月額通信料に含めること。
- ②故障対応時は故障端末の状況により、良品交換等を実施すること。
- ③契約期間終了後、対象端末の返却対応が可能であること。

(4) 保守

以下の保守を提供すること。

- ①タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。
- ②紛失・盗難時に備え遠隔操作による端末ロックや初期化、回線の利用中断、情報漏洩を防止するためカメラやアプリ等の機能制御や監視等の一元管理が可能な、モバイルデバイス管理（MDM）サービスを提供すること。
- ③真庭市に過失がない端末故障等の場合は、無償交換にて48ヵ月補償すること。また、真庭市の過失による端末故障等に対応するためのサービスに加入すること。
- ④故障対応は、問い合わせを受けた時間から、原則48時間以内に行うこと。

5 セキュリティ

セキュリティは、以下の機能を提供すること。

- ①IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御をすること。
- ②第三者による不正使用または情報漏えいに対する、十分なセキュリティ対策を講じること。

6 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

- ①請求期間は月の初日から月末までの1ヵ月間とし、月ごとに請求すること。
- ②請求は、全回線分を一括請求とし、真庭市に対し、全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。また、その請求書に通信料金、タブレット端末代金の内訳を記載すること。
- ③請求書とあわせて、回線ごとに通信料金、タブレット端末代金及びデータ通信使用量が確認できる内訳明細を添付すること。

7 納入

- ①納入期日は、令和7年7月18日（金）とする。
- ②不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。

8 見積金額

月額（税抜）で記載すること。

9 その他

①本業務の履行にあたっては、次の法令等を遵守すること。

ア 電気通信事業法

イ 個人情報の保護に関する法律

ウ 真庭市情報セキュリティ基本方針

エ 真庭市情報セキュリティ基本規程

オ 真庭市個人情報保護条例

②本業務の一部を代理店等に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、真庭市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、または請け負わせてはならない。

③本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は真庭市と協議の上、決定するものとする。